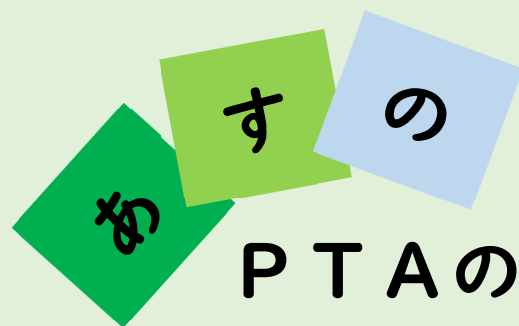




PTAのための ハンドブック



栃木県教育委員会



第1章	PTAのおいたち	1
	PTAの誕生	
	日本でのPTAの誕生	
第2章	PTAとは	3
	PTAの目的	
	PTAは社会教育関係団体	
第3章	PTAと学校	4
	学校との連携	
	PTAとコミュニティ・スクール	
第4章	PTAの活動内容	5
	活動内容	
	地域と連携したPTAの取組事例	
	(参考) 優良PTA 文部科学大臣表彰 優良事例集	9
コラム	PTA活動に参加すると	10
第5章	これからのPTA	11
	地域学校協働活動への協力	
	PTAの組織・運営の工夫	
	学校における働き方改革とPTA	
	(参考) 学校・教師が担う業務に係る3分類	14
第6章	運営上の配慮すべき点	15
	PTAへの加入	
	PTA未加入者の子どもへの教育的配慮	
	PTAの役員選出	
	個人情報の取扱い	
	会費の使途	

※第5章及び第6章は新たに追加した内容です。

第1章 PTAのおいたち

○ PTAの誕生

PTA (Parent-Teacher-Association) の歴史は、児童愛護と教育環境の整備を目指したアメリカの母親運動からスタートし、その創始者はバーニー (Alice. McLellan. Birney) 氏だと言われています。

1897年、バーニー氏は、ハースト氏 (Phoebe Elizabeth Apperson Hearst) とともにワシントンで全米母親大会を開き、「全国母親協議会」 (National Congress of Mothers) を発足させました。バーニー氏は、その機関紙の中で「全国母親協議会は、信条、人種、身分の差別なく、全ての親と子と家庭のためにある。その舞台は世界であり、その組織は全人類である。」と述べています。

その後、協議会は、子どもの全人格を健やかに育てるには、母親だけの力では限界であることを反省し、父親と教師に運動への参加を呼びかけました。その結果、1907年には、同協議会に「父親と教師部」が設けられ、各地に地区組織が作られました。

そして、1924年には「父母と教師の全国協議会」が結成され、これが現在の保護者と先生の会 (PTA) の母体となりました。

○ 日本でのPTAの誕生

日本では、PTAが誕生する前から、学校ごとの後援会的な保護者会は見られましたが、PTAが誕生したのは戦後のことです。

1946 (昭和21) 年、日本の教育の民主的改革を進めるために来日した米国教育使節団は、その報告書の中でアメリカの成人教育に大きな役割を果たしているPTA活動について触れました。

それを受けて、文部省もPTAの結成を呼びかけ、1946 (昭和21) 年12月に、都道府県社会教育主管課長会議を開いてPTAの趣旨を説明しました。ついで1947 (昭和22) 年3月には、「父母と先生の会—教育民主化への手引—」を配布し、PTAの設立を奨励しました。

このようにして、1947 (昭和22) 年から1948 (昭和23) 年にかけて全国的にPTAの結成が進み、1950 (昭和25) 年4月までに全国の小・中・高の約98%の学校に単位PTA※が生まれました。また、市町村や都道府県に、市PTA連合会・県PTA連合会等の連合組織が作られ、1952 (昭和27) 年には「日本PTA全国協議会」と「全国高等学校PTA協議会」が発足しました。

※単位PTA：学校ごとに組織するPTA

第2章 PTAとは

○ PTAの目的

PTAの主たる目的は、「児童生徒の健全な成長を図ること」です。この目的は、学校教育にも共通するものですが、学校教育が、憲法、教育基本法、学校教育法等に基づき、公の機関として児童生徒の発達に応じた教育を行うのに対して、PTAは任意の社会教育関係団体として、学校や地域の実情に応じた様々な活動を展開しています。

○ PTAは社会教育関係団体

社会教育関係団体とは、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」（社会教育法第10条）をいいます。

「公の支配に属しない」とは、自立的な組織によって運営される団体であるということで、国や地方自治体から指導助言を受けることはあっても、命令を受けることはないということです。もちろん、学校の附属機関ということでもありません。

「社会教育に関する事業を行う」とは、社会生活に役立つ様々な学習を行い、学んだ成果を社会に還元するということです。PTAの場合は「児童生徒の健全な成長を図ること」という目的に向かって、独自性を保ちながら、学校と連携し、協力して活動することが大切です。

第3章 PTAと学校

○ 学校との連携

PTAの活動と、学校の教育活動は区別されるべきものです。学校は、教育基本法や学校教育法等の法律に基づいて運営される公的な教育機関であるのに対し、PTAは自主的に組織し運営する任意の社会教育関係団体です。よって、PTAには法的制約もなく、自ら作成する規約・会則により運営されることとなります。

PTAと学校は、活動や運営について区別をしながらも、連携・協働していくことが望まれます。PTAと学校が互いに協力することで、子どもの健やかな成長が図られます。

そして、PTAが、学校と連携・協働していくためには、学校教育に関する理解を深めなければなりません。学校教育の重点目標、指導方針、具体策等を十分に理解した上で、活動を展開していくことが大切です。

実際の活動に当たっては、学校の教育計画や行事予定も考慮する必要があります。また、PTAが主催する行事において学校の施設を利用する際は、校長の許可を得る必要があります。

○ PTAとコミュニティ・スクール

2024(令和6)年度文部科学省の調査では、全国の公立学校のうち、58.7%がコミュニティ・スクール※を導入しています。コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて、学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールの充実に向けて、PTAの主體的な取組が大きな力となることが期待されています。

※コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を置く学校を指し、学校運営協議会とは、法律に基づき、教育委員会から任命された委員が一定の権限と責任を持って、学校の運営及び必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

第4章 P T Aの活動内容

○ 活動内容

P T Aは、「児童生徒の健やかな成長を図ること」を目的とした団体であり、その目的を達成するために会員相互が学習活動等の必要な活動を行うことになります。

P T Aの活動を、優良P T A文部科学大臣表彰優良事例集では、いくつかのカテゴリーに分けています。カテゴリーに沿って、それぞれのP T Aの実情に応じて自主的に実践されている魅力ある活動の事例を御紹介します。

1. 地域協働・連携

- ・通学路安全マップの作成
- ・伝統芸能の継承活動（お囃子、和紙づくり 等）
- ・年中行事の体験活動（七夕飾りづくり、しめ縄づくり 等）
- ・工場見学（ものづくり体験）
- ・3校合同交流会の企画・運営（中一ギャップ解消）
- ・公民館と連携した土曜教室の開催
- ・地元消防団と連携した防災訓練
- ・フードドライブの実施（子ども食堂への食材支援）
- ・夏休み学習会の実施

2. 学びに関する活動

- ・家庭教育学級の実施（自己肯定感、親子体験活動、情報モラル 等）
- ・オンライン講演会の実施（進路・キャリア教育、いじめ防止 等）
- ・講習会の実施（救命救急法 等）
- ・卒業後の生活に係る学習会・企業見学（特別支援学校）

- ・授業等のサポート（I C T教育、スポーツテストの記録測定、校外学習の引率補助 等）
- ・会員の学びと交流の機会（ものづくり、料理教室 等）

3. 生活指導活動

- ・あいさつ運動の実施（中学校の生徒会と連携）
- ・交通安全教室の実施（交通指導員及び駐在所と連携）
- ・生活習慣を整えるチェックカードの作成及び実施

これらのP T Aの活動は、児童生徒の健全な成長を図ることの目的に加え、子どもの健やかな成長に資する活動の展開、会員同士の学び合いや交流をとおして、保護者自身の成長にもつながります。そのため、各P T Aの実情を踏まえ、よりよい活動が展開できるよう、常に見直しを図ることが必要です。

なお、P T A活動を担う会員の現状も大きく変わっています。会員の仕事や家庭の状況によって、活動できる日や時間帯も変わってきていますので、そうした点にも配慮しつつ、お便りやホームページ等を活用して理解を求めたり、周知を図ったりして、無理のない範囲で活動を行っていくことも大切です。

地域と連携したPTAの取組事例

【令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰受賞】

宇都宮市立一条中学校PTA

地域ぐるみで子どもの成長を支える

取組概要

地域全体で子どもを育てていこうとする意識の醸成につながる防災訓練や地域未来会議への参画

取組詳細

防災訓練

PTA、魅力ある学校づくり地域協議会、連合自治会、学校が連携して、煙体験や起震車による地震体験、災害時に温かい食事を提供する炊き出し訓練等を実施し、参加者全員が、実際に災害が起きた時の対応を学ぶとともに、地域全体がつながる機会となっている。

また、この防災訓練には学校園内の各小学校の関係者も積極的に参加し、地域全体の防災意識を高めるとともに、地域の一員としての自覚を深めることに寄与している。



炊き出し訓練の様子

取組詳細

地域未来会議

令和4年度から、中学校の生徒会代表者等やPTA会員、地域協議会の委員が地域の目指す姿などについて議論する地域未来会議に参加し、PTAの立場で積極的に中学生や地域住民と意見を交流させている。

生徒からの提案で始まったフラワープロジェクトは、生徒だけでは困難だったプランターの作製・設置を生徒とともに行うことで実現させている。心を込めて作製したプランターは、生徒のみならず、地域の方々の心にも潤いを与えている。



地域未来会議の様子

成果

学校、PTA、地域が一体となった活動を進めることで、地域全体で子どもを育てていこうとする意識が高まっている。

課題 今後の 取組

- ・持続可能な取組の実現
共働き家庭やひとり親家庭、日本語以外が母語の会員に対しては、理事会等において、役割分担や活動への参加を強要しないことを共通理解し、可能な範囲内での活動への参加を呼びかけていきたい。
- ・負担軽減に向けた取組の実現
フォーム作成ツール※を活用して、専門部入会の希望調査を実施することで、教員が紙の希望調査票を回収する負担や、執行部の集計の負担を軽減していきたい。

※Web上のアンケートや問い合わせで使用する様式を作成するツール

その他の 取組紹介

- ・学校・PTA・地域が連携した「あいさつ運動」
- ・広報紙「いちじょう」の発行（栃木県PTA連合会「広報紙コンクール」優秀賞）
- ・子育てに関する研修会
- ・ソフトボール等を通じた交流事業（市PTA連合会ソフトボール大会優勝）



【参考】 優良PTA文部科学大臣表彰 優良事例集

文部科学省では、PTAの健全な育成、発展に資することを目的として、PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を挙げているPTAを表彰しています。そして、当該年度の受賞団体のうち、各都道府県教育委員会の推薦を得た団体の活動をまとめたものを優良事例集として、文部科学省のホームページに掲載しています。

優良事例集のテーマカテゴリーは、「組織・運営の工夫」、「地域協働・連携」、「学びに関する活動」、「生活指導活動」、「その他」の5つに分かれています。

より多くの事例について知りたい場合は、以下アドレスを御参照ください。

【URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/ptahyoushou/index.htm



【コラム】 PTA活動に参加すると

- **学校の様子がよく分かるようになります。**
 - ・PTAの活動や行事で学校に行く機会が増え、学校の環境や先生の名前、学校での子どもの様子などがよく分かるようになります。
- **保護者同士のつながりができます。**
 - ・同じ年代の子どもをもつ保護者と話す機会が増え、子育ての悩みや喜びを話すことができます。
 - ・同じ学校や地域に、子育て中の友達が増え、新たな保護者同士のつながりを得ることができます。
- **学習会や研修会等をとおして、新しい自分を発見できます。**
 - ・自分自身が成長し、生活環境、教育環境の改善などのヒントを得られます。
 - ・興味・関心が広がるだけでなく、充実感や達成感を味わうことができます。

子どもたちの健やかな成長を願って、多くの保護者と先生方が連携・協働し、互いに学び合いながらPTA活動をする姿は、子どもたちにとって大きな安心感を与えると共に、健やかな成長に大きく寄与することでしょう。

【PTA役員経験者談】

第5章 これからのPTA

○ 地域学校協働活動への協力

栃木県教育委員会では、本県の生涯学習の基本指針である「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」において、施策の一つに「学校と地域の連携・協働の推進」を掲げ、社会全体で子どもたちの成長を支えるため、様々な取組を推進しています。主な取組としては、地域とともにある学校づくりへの支援や地域学校協働活動の推進等があります。

地域学校協働活動は、地域の自治会、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えると同時に、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

子どもの育ちを軸に据えながら、学校と地域の様々な機関や団体等がつながり、住民自らが学習し、地域における当事者としての意識を高め、行動することにより、大人同士の学びも深まっています。

学校・家庭・地域をつなぐ架け橋として、PTAが果たす役割はますます重要になってきています。



○ PTAの組織・運営の工夫

任意団体であるPTAには、時代に応じた組織の在り方や、運営の工夫が求められます。近年は、ICTの普及に加え、新型コロナウイルス感染症による対面での活動の制限も契機となって、PTAの従来の組織・運営の見直しが進んでいます。

そこで、新たなPTAの在り方として、地域の方々と組織的にPTA活動に取り組んでいるPTCAについて御紹介します。PTCAは英語のParent（親）、Teacher（先生）、Community（地域）、Association（会）の頭文字をとったもので、PTAに地域住民が加わった形態です。「児童生徒の健全な成長を図る」という目的に関わる「学校」、「家庭」、「地域」が、「どのような子どもに育てたいか」、「何を実現していくか」という目標やビジョンを共有し、主体的につながり深めながら取り組んでいく組織がPTCAです。

また、先に紹介した優良PTA文部科学大臣表彰優良事例集に「組織・運営の工夫」の事例がありますので、その一例を御紹介します。

1. 組織の見直し

- ・体制の工夫（ボランティア制度の導入、支部会の廃止）
- ・スリム化（役員会・会議体の精選、専門部・役員数の削減）

2. 運営の見直し

- ・効率化（総会の書面開催、案内のデータ配布、アンケートの電子化）
- ・会費制度に代え、協力金の導入
- ・ICTの活用（役員会のオンライン化、チャット機能による確認・相談、ノート機能での協議、HPの開設・ブログによる情報公開）
- ・保護者の声の実現化（制服・学用品リサイクル、登下校管理システムの導入、校則の見直しへの参画）
- ・他校のPTAや関係機関との連携

○ 学校における働き方改革とPTA

「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について（令和6年9月30日文科科学省初等中等教育局長等通知）では、「学校における働き方改革の更なる加速化に向けては、学校教育の質の向上のために、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要である。」とし、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するためには、保護者や地域住民等の理解・協力・連携も不可欠であると示されました。

もちろん、学校における働き方改革のためにPTA活動があるわけがありません。それを会員に求めすぎることによって、活動に対する会員の意欲及び加入率の低下を招くことのないようにしなければなりません。しかし、教職員の業務量が適正になることで、学校教育の質の向上が図られれば、子どもの利益につながりますので、できる範囲で学校と協力して、活動に取り組んでいくことが子どものためになります。P.14（参考）の表に示された事項を「現在、PTAに期待されている活動」と読み替えて、各学校で支援を必要としている対応への協力や、各PTAが支援できる活動を実践してみてはいかがでしょうか。

（参考）学校・教師が担う業務に係る3分類

○ 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申※で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進しています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
〔その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。〕	〔部活動の設置・運営は法令上の義務はないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。〕	⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携）

※ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

第6章 運営上の配慮すべき点

○ P T Aへの加入

P T AはそれぞれのP T Aが掲げる「児童生徒の健やかな成長を図ること」等の活動目的に賛同する人が加入する任意の団体です。

そのため、入退会は個人の意思で決められるべきものなので、本人の意思を確認する必要があります。入学時に、P T A会長等が活動の目的や意義（子どものための活動をとおして、保護者同士のつながりができる、保護者自身の学びにつながる等）、入会が任意であることなどの説明を行う必要があります。

○ P T A未加入者の子どもへの教育的配慮

P T Aは児童生徒の保護者及び教職員を会員とする任意の団体で、子どもは、会員ではなく支援対象です。また、P T A活動は、それぞれの学校に通う全ての子どもたちの健やかな成長を図るために行う活動であることから、学校の子ども全員を等しく支援対象とすることがP T Aの活動目的にかなうものとなるでしょう。

そのため、P T Aからお祝い等の物品を贈る際や、P T A主催の活動や行事を行う際に、P T A未加入者の子どもたちに対して配慮を欠く対応とならないよう留意することが求められます。

○ P T Aの役員選出

役員を選出する際、希望しない人を候補としたり選出したりするのは、任意団体としてのP T Aの在り方と異なります。特に、選出時に、役員を引き受けられない理由（家庭の事情や個人情報等）を執拗に聞き出したり、半ば強引に決定したりする方法は、会員のP T Aへの参加意欲の低下につながります。

活動や役員の役割等を見直し、自分から進んで参加したいと思えるようなP T A組織を目指しましょう。

○ 個人情報の取扱い

学校が保有する個人情報をP T A運営のために提供をする場合は、保護者等の同意を得る必要があります。同意を得ずに提供した場合には、提供した学校と提供されたP T Aも個人情報保護法に抵触するおそれがあります。同様に、P T Aが独自に取得した個人情報についても、管理を適切に行わなければなりません。

○ 会費の使途

P T A会費は、会員の学習活動や実践活動、広報等、P T A本来の目的のために使用します。そのため、公費で負担すべき支出を安易に肩代わりすることがないよう、会員の同意と理解を総会等で得ることが肝要です。



あすのPTAのためのハンドブック

改訂版 令和7(2025)年3月

編集 栃木県教育委員会事務局生涯学習課

(電話 028-623-3404)